

秋田わか杉科学技術奨励賞表彰事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、秋田わか杉科学技術奨励賞表彰事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、若手研究者の研究開発意欲を喚起することにより、優れた若手研究者が持続的に輩出される環境を整備し、科学技術が秋田県（以下「県」という。）の課題解決に効果的に貢献することに資する。

(表彰の対象者)

第3条 本事業は、次の各号に該当する者を対象とする。

- 一 県内に所在地を有する大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、企業等に所属する者
- 二 表彰年度の4月1日に40歳の誕生日が到来していない者
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられたことのない者
- 四 過去に本賞を受賞していない者

(対象とする研究)

第4条 本事業は、県の科学技術振興指針である「あきた科学技術振興ビジョン2.0」における10年後の目指すべき姿の実現につながる研究であって、優れた研究成果が期待できる独創的な研究及び社会的波及効果が期待できる研究を対象とする。

(応募手順)

第5条 応募者は、所属長の推薦を受けた上で、応募申込書（様式1～3）を作成し、別に定める期間内に、知事に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 本事業に応募された研究内容を審査するため、審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第7条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、産業労働部次長をもって充てる。
- 3 委員は、新産業創造課長の職にある者をもって充てるほか、数名程度を産業労働部長が委嘱する。

(委員長の職務)

第8条 審査委員会は必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

(受賞者の決定)

第9条 本事業の受賞者は、審査委員会が選考し、決定する。

2 審査結果については、受賞者及び所属長に通知するものとする。

3 知事は、受賞者名、受賞者の所属機関及び研究内容の概要等について、県ウェブサイト「美の国あきたネット」及び印刷物等により、公表することができる。

(表彰の内容)

第10条 表彰にあつては、表彰状、副賞として研究奨励金を授与する。

(研究報告)

第11条 県は、受賞者に対し表彰を受けた年度の年度末までに表彰を受けた研究に係る研究内容についての報告書の提出を求めることができる。

附 則 (平成19年 7月10日付け科-280号)
この要綱は、平成19年 7月10日から施行する。

附 則 (平成20年 7月17日付け科-318号)
この要綱は、平成20年 7月17日から施行する。

附 則 (平成21年 5月25日付け科-128号)
この要綱は、平成21年 5月25日から施行する。

附 則 (平成22年 5月26日付け学-255号)
この要綱は、平成22年 5月26日から施行する。

附 則 (平成24年 4月10日付け学-49号)
この要綱は、平成24年 4月10日から施行する。

附 則 (平成25年 5月30日付け学-153号)
この要綱は、平成25年 5月30日から施行する。

附 則 (平成27年 4月17日付け学-51号)
この要綱は、平成27年 4月17日から施行する。

附 則 (平成29年 4月 1日付け未来-111号)
この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成30年 5月 2日付け未来-253号)
この要綱は、平成30年 5月 2日から施行する。

附 則（令和 2年 4月 1日付け地産－110号）
この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 8年 4月 1日付け新産－110号）
この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。